

託送料金の変更に伴う 電気料金の見直しについて

2026年9月28日
東北電力株式会社

1. 見直しの背景	3	【補足資料】	18
・ 1－1 見直しの背景		・ 発電側課金制度の概要①	
・ 託送料金の改定		・ 発電側課金制度の概要②	
・ 1－2 託送料金改定の概要		・ お客さまのご負担軽減に向けた電気の効率的な ご利用方法などのご紹介	
2. 電気料金の設定について	6		
・ 2－1 電気料金見直しの概要			
・ 2－2 小売規制料金の見直し内容			
・ 2－3 低圧自由料金の見直し内容			
・ 2－4 高圧以上の料金見直し内容（見直し前後の料金単価） 高圧以上の料金見直し内容（モデルケースにおける影響額）			
3. 供給条件の変更について	12		
・ 3－1 供給条件の変更内容〔低圧〕			
・ 3－2 供給条件の変更内容〔高圧以上〕			
4. お客さまへのご説明について	16		
・ お客さまへのお知らせ方法			

平素から弊社事業に関しまして、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、東北電力ネットワーク（株）をはじめとした一般送配電事業者は、レベニューキャップ制度に基づき「収入の見通し」の期中調整を行うとともに、これに伴う託送供給等約款の変更届出を本年 9 月 11 日に行っており、本年11月から新たな託送料金が適用されることになりました。

弊社はこれを受け、本年11月より、この新たな託送料金を反映して電気料金を見直すこととし、本日、特定小売供給約款（規制料金）の届出を行いました。また、これと合わせて、自由化部門における料金メニューに関しても、同様の見直しを行うことといたしました。

今回の電気料金見直しは、各エリアにおける一般送配電事業者の託送料金の変動に応じて電気料金を設定することを基本としており、従量電灯の平均的なモデル（契約電流30A、使用電力量260kWh）では5.91%の値上げとなります。

弊社は、引き続きお客さまのご負担軽減につながる電気の効率的なご利用方法のご提案などに、より一層取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 見直しの背景

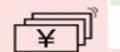
1-1. 見直しの背景（託送料金の改定）

4

- 電気料金は、電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ための各費用に、再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整額等を加味して構成されています。
- このうち「届ける」ために必要な費用は、送配電設備の利用料金にあたる「託送料金」に基づき算定しており、「託送料金」は一般送配電事業者が経済産業大臣の承認を受けて設定しております。
- このたび、一般送配電事業者が、物価や労務費、金利の上昇等を踏まえて**託送料金を改定することから、当社はその変動分を2026年11月1日からの電気料金に反映**します。

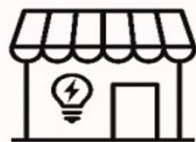
▶ 電気料金の構成

お客さま（需要家の皆様）



電気料金の支払い

小売電気事業者



電気を『販売する』費用
（＝営業費）

小売電気事業者は…
電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」
ための各費用等を考慮のうえ電気料金を設定

発電事業者

電気を『つくる』費用（＝発電費）



一般送配電事業者

電気を『届ける』ための費用
＝託送料金



今回見直し

再生可能エネルギー発電促進賦課金、
燃料費調整額等

託送料金が電気料金に占める割合

電気のご使用条件等により異なりますが、
一般のご家庭では、**電気料金全体の
30%程度を託送料金が占めている**
とされています。

電力量料金

託送料金相当額

基本料金

託送料金相当額

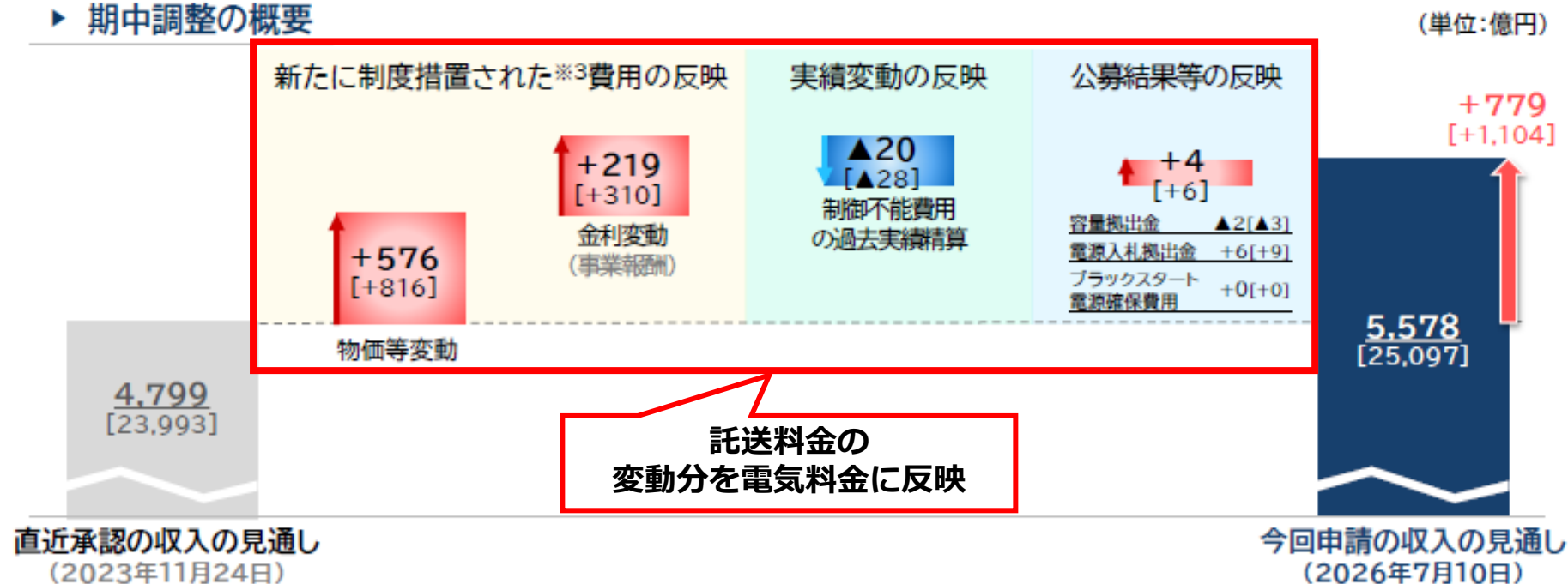
お客さまにお支払いいただく
電気料金

変動分を反映

<出典：東北電力ネットワーク「託送供給等約款の変更届出について」より一部抜粋・加工>

- 2023年度から導入された託送料金制度「レベニューキャップ制度」では、一般送配電事業者が、定められた規制期間（5年間）における『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用として国から承認を受けた「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を基に、託送料金を設定しています。
- この制度では、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用などについて、当初の申請時に収入の見通しに織り込めなかった費用の変動を、規制期間中に収入の見通しに反映できる「期中調整」等の仕組みが設けられています。
- このたび、**一般送配電事業者は、物価や労務費、金利の上昇等、制度導入時点では想定できなかった外生的な事業環境の変化が顕在化していること等を踏まえ、期中調整を実施し、託送料金単価を見直しのうえ託送供給等約款の変更届出を行っており、本年11月1日から変更後の託送料金が適用**されることとなります。

▶ 期中調整の概要



<出典：東北電力ネットワーク「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請について>

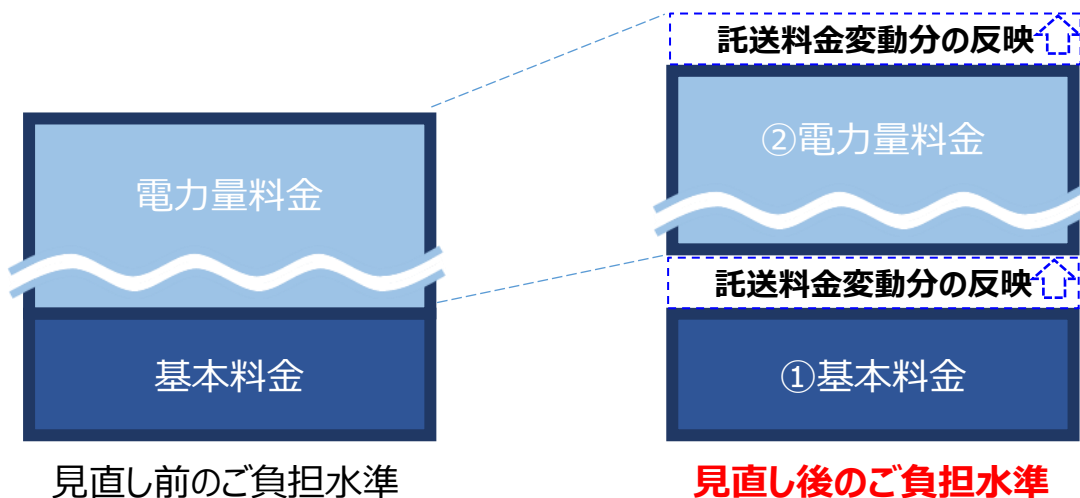
2. 電気料金の設定について

- 電気料金は、契約電流に応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- レベニューキャップ制度の期中調整に伴い、一般送配電事業者の送配電設備の利用料金である「託送料金」が2026年11月1日から変更されることから、当社は、その変動分を同日から電気料金に反映します。これにより、全ての電圧において、「①基本料金」および「②電力量料金」を引き上げいたします。

【電気料金の仕組み】

①基本料金（見直し）	+	②電力量料金（見直し）	+	③再生可能エネルギー発電促進賦課金
基本料金単価 × 契約電流 (契約容量・電力)		電力量料金単価 × 1ヵ月のご使用電力量 ± 燃料費等調整額		再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 1ヵ月のご使用電力量

【託送料金変動に係る料金単価の見直し※（ご負担イメージ）】



＜基本料金単価と電力量料金単価の見直し＞

- 託送料金の変動分を反映します。
(基本料金単価と電力量料金単価の引き上げ)
- 引き上げ幅はご契約プランによって異なります。

※託送料金は需要側（接続送電サービス料金）と発電側（系統連系受電サービス料金）に分けられており、それぞれ算定のもと、引き上げ幅を設定いたしました。

- 小売規制料金について、一般的なご家庭で契約いただいている料金プランである従量電灯 B では、**基本料金を10Aあたり41.11円、電力量料金を1kWhにつき1.39円引き上げ**いたします。

【主な契約種別の見直し内容】 (税込)

契約種別	区分		現行単価	見直し後単価	変動幅
従量電灯 B	基本料金(10Aあたり)		369.60円	410.71円	+ 41.11円
	電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.62円	31.01円	+ 1.39円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.37円	37.76円	+ 1.39円
		300kWhをこえる分	40.32円	41.71円	+ 1.39円
従量電灯 C	基本料金(1kVAあたり)		369.60円	410.71円	+ 41.11円
	電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.62円	31.01円	+ 1.39円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.37円	37.76円	+ 1.39円
		300kWhをこえる分	40.32円	41.71円	+ 1.39円
低圧電力	基本料金(1kWあたり)		1,300.89円	1,400.90円	+ 100.01円
	電力量料金 (1kWhにつき)	夏 季	27.09円	28.44円	+ 1.35円
		その他季	25.64円	26.99円	+ 1.35円

モデルケース	1 カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	値上げ率
従量電灯 B (契約電流30A)	260kWh	8,204円	8,689円	+485円	+ 5.91%
従量電灯 C (契約容量13kVA)	810kWh	30,640円	32,300円	+ 1,660円	+ 5.42%
低圧電力(契約電力6kW)	340kWh	14,106円	15,135円	+ 1,029円	+ 7.29%

※低圧電力のお支払い額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。
※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（国の電気・ガス料金支援▲3.5円/kWhを含む2026年10月分燃調単価▲10.14円/kWh）および再エネ賦課金（2026年5月分～2027年4月分に適用される4.18円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載しています。なお、国の電気・ガス料金支援の適用は2026年10月分までとなります。
※2026年11月分の電気料金は、8月の貿易統計値が公表された後に、改めてお知らせします。

- 低圧自由料金の見直し前後の料金単価およびモデルケースにおける影響額は以下のとおりです。

【主な契約種別の見直し内容】 (税込)

契約種別	区分		現行単価	見直し後単価	変動幅
よりそう+ e ねっとバリュー	基本料金(アンペアごとに設定。右記は10Aの場合)		314.60円	355.71円	+ 41.11円
	電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	29.62円	31.01円	+ 1.39円
		120kWhをこえ300kWhまで	36.37円	37.76円	+ 1.39円
		300kWhをこえる分	40.32円	41.71円	+ 1.39円
よりそう+ ファミリーバリュー	基本料金(1kVAあたり)		369.60円	410.71円	+ 41.11円
	電力量料金 (1kWhにつき)	最初の400kWhまで	34.07円	35.46円	+ 1.39円
		400kWhをこえる分	39.02円	40.41円	+ 1.39円
よりそう+ スマートタイム	基本料金(10kVAまで)		4,356.00円	4,767.10円	+ 411.10円
	電力量料金 (1kWhにつき)	平日昼間	36.86円	38.35円	+ 1.49円
		休日・夜間	29.86円	31.18円	+ 1.32円

モデルケース	1カ月の使用量	見直し前のお支払い額	見直し後のお支払い額	影響額	値上げ率
よりそう+ e ねっとバリュー(契約電流30A)	260kWh	8,149円	8,634円	+ 485円	+ 5.95%
よりそう+ファミリーバリュー(契約容量6kVA)	600kWh	20,073円	21,154円	+ 1,081円	+ 5.39%
よりそう+スマートタイム(契約容量10kVA)	800kWh	25,555円	27,072円	+ 1,517円	+ 5.94%

※見直し前後のお支払い額には燃料費等調整額（国の電気・ガス料金支援▲3.5円/kWhを含む2026年10月分燃調単価▲10.14円/kWh）および再エネ賦課金（2026年5月分～2027年4月分に適用される4.18円/kWh）を含む料金（実負担水準）を記載しています。なお、国の電気・ガス料金支援の適用は2026年10月分までとなります。
※2026年11月分の電気料金は、8月の貿易統計値が公表された後に、改めてお知らせします。

2-4. 高圧以上の料金見直し内容（見直し前後の料金単価）

- 高圧以上の料金見直し前後の料金単価は以下のとおりです。

【見直し前後の料金単価（見直し後の単価は2026年11月以降のご使用分より、適用いたします）】

(税込)

電圧	契約種別	区分		現行単価	見直し後単価	変動幅
高圧	業務用電力	基本料金（1kWあたり）		2,053.70円	2,210.50円	+ 156.80円
		電力量料金（1kWhにつき）	夏季料金	21.83円	22.07円	+ 0.24円
			その他季料金	20.63円	20.87円	+ 0.24円
	高圧季節別 時間帯別電力	基本料金（1kWあたり）		2,372.70円	2,529.50円	+ 156.80円
		電力量料金（1kWhにつき）	ピーク時間	22.96円	23.24円	+ 0.28円
			夏季昼間	21.65円	21.93円	+ 0.28円
			その他季昼間	20.36円	20.64円	+ 0.28円
			夜間時間	16.59円	16.82円	+ 0.23円
特別高圧	特別高圧電力B（60kV）	基本料金（1kWあたり）		2,106.50円	2,186.30円	+ 79.80円
		電力量料金（1kWhにつき）	夏季料金	18.35円	18.40円	+ 0.05円
			その他季料金	17.44円	17.49円	+ 0.05円
	特別高圧季節別 時間帯別電力A（60kV）	基本料金（1kWあたり）		1,974.50円	2,054.30円	+ 79.80円
		電力量料金（1kWhにつき）	ピーク時間	22.28円	22.33円	+ 0.05円
			夏季昼間	21.01円	21.06円	+ 0.05円
			その他季昼間	20.05円	20.10円	+ 0.05円
			夜間時間	15.58円	15.63円	+ 0.05円

- 高圧のお客さまの料金単価見直しによる影響額は、契約種別ごとのモデルケースでは以下のとおりです。

高圧500kW未満のお客さま

■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用電力）

- ・ 契約電力： 90 kW
- ・ 月間使用電力量： 20,700 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約69.0万円	約70.7万円	約1.7万円	2.46%

■ 工場等のお客さま（高圧電力 S）

- ・ 契約電力： 130 kW
- ・ 月間使用電力量： 31,200 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約98.1万円	約100.6万円	約2.5万円	2.53%

高圧500kW以上のお客さま

■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま（業務用季節別時間帯別電力）

- ・ 契約電力： 1,000 kW
- ・ 月間使用電力量： 270,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約847.4万円	約867.7万円	約20.2万円	2.39%

■ 工場等のお客さま（高圧季節別時間帯別電力）

- ・ 契約電力： 1,000 kW
- ・ 月間使用電力量： 320,000 kWh の場合

ひと月あたりの料金での比較			
変更前	変更後	影響額	値上げ率
約954.0万円	約975.5万円	約21.5万円	2.25%

※力率は100%で算定しています。

※上記モデル料金には、2026年10月分の燃料費等調整額（国の電気・ガス料金支援 ▲1.8円/kWhを含む燃料費等調整単価 0.63円/kWh）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（2026年5月分～2027年4月分に適用される4.18円/kWh）を含みます。なお、国の電気・ガス料金支援の適用は2026年10月分までとなります。

3. 供給条件の変更について

- 当社は、このたびの特定小売供給約款の変更届出に伴い、形式的な変更や今日的な運用実態を反映させるため、以下のとおり供給条件の変更を行います。
- また、自由化部門についても同様に、低圧電気標準約款等の見直しを行います。

【供給条件の変更内容（特定小売供給約款）】

項 目		見直し内容
IV 料金の算定 および支払い	29 料金その他の 支払方法	■ 債権回収における委託先の追加 ✓ 債権回収会社の他、弁護士法人や法律事務所が指定した金融機関等を通じて料金をお支払いいただく場合が見込まれることから、「債権回収会社」から「債権回収会社または弁護士法人等」へ変更いたします。
		■ 前受金、予納金、前払金の廃止 ✓ お客さまが希望する場合に、あらかじめ料金をお預かりする「前受金」、臨時電灯、臨時電力および農事用電力について、使用に先立って申し受ける「予納金（従量制供給）」・「前払金（定額制供給）」を現在の料金収納業務の実態を踏まえ廃止いたします。
附則	1 この供給約款 の実施期日	■ 供給約款の実施期日の更新 ✓ 供給約款の変更に伴い、実施期日を「2025年4月1日」から「2026年11月1日」へ変更いたします。
	5 災害救助法が 適用された場合 等の特別措置	■ 災害時における特別措置に係る規定見直し ✓ 災害の発生時期を「2025年4月1日以降」としてありますが、日付の規定を削除いたします。 ✓ 特別措置の適用のお申出をいただく場合、り災証明書を「原則として」提出いただくこととしてありますが、「必要に応じて」提出いただくことへ変更いたします。

- 各一般送配電事業者は、国の審議会において整理された内容を踏まえ、系統容量の長期間確保※を防ぐため、2026年10月1日に託送供給等約款を見直します。これを踏まえ、当社も見直しの趣旨に則り、「需給契約の申込み」ならびに「工事費負担金等相当額の申受け等」にかかる供給条件を見直しいたします。
- ※ 工事費負担金の未入金や契約申込後の内容変更等により系統接続のプロセスが停滞している状態

需給契約の申込みの見直し（申込みに不備または変更が生じた場合の取扱い）

- ✓ お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、当社所定の様式により申込みをしていただきます。
- ✓ 今回の託送供給等約款の見直しに伴い、一般送配電事業者による供給対策工事および技術検討結果に影響を及ぼすお客さま都合による契約申込みの不備または変更が発生した場合には、原則として、変更前の申込みは取り消しがなされたものとして、あらためて電気の需給契約の申込みをしていただくことといたします。

工事費負担金等相当額の申受け等の見直し（手続き期限の設定）

- ✓ お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金等については、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた場合には、その請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、工事着手前にお客さまから申し受けることとしております。
- ✓ 今回の託送供給等約款の見直しを踏まえ、工事費負担金等をお支払いいただく期限について、原則として、当該一般送配電事業者等がお客さまに電気を供給する場合の申込みにかかる託送申込みを承諾した日から3カ月以内に申し受けることといたします。

参考：「託送供給等約款の認可について」（2026年7月22日 東北電力ネットワーク）

https://nw.tohoku-epco.co.jp/news/pdf/_icsFiles/afieldfile/2026/07/22/260722001.pdf

- お客さまよりお申込みいただく契約変更や需給契約の廃止にかかる手続きを確実に実施するとともに、契約期間を踏まえた適正な取り扱いとするため、供給条件を見直します。
- 当社として、今後も電源調達の最適化に取り組み、お客さまに安定的に電気をお届けできるよう努めてまいります。

需給契約の廃止申込み時期の変更（廃止希望日の3カ月前までの申し出）

- ✓ お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合、あらかじめ廃止時期を定めてお申し出いただくこととしておりますが、円滑な事務手続きに必要な期間を確保するため、通知期限を廃止希望日の3カ月前までに見直しいたします。
- ✓ なお、既に当社とご契約いただいている場合で、契約電力を変更される等の契約内容に変更がないときは、2027年3月末までは、これまでどおり廃止希望日までにその廃止期日を定めてお申し出いただくことで、需給契約の廃止が可能です。

契約期間途中での解約に係る取扱いの見直し（適正な費用負担）

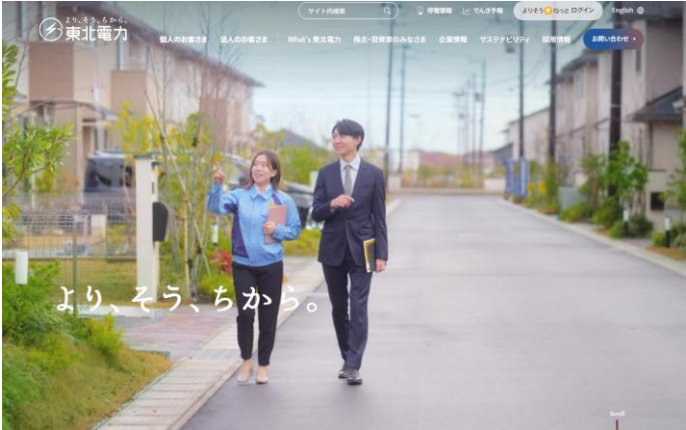
- ✓ 契約期間について、需給契約が成立した日から料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までとしておりますが、契約期間中に需給契約を廃止される場合には、適正な費用負担をお願いする観点から、解約金（残存期間における基本料金の10%相当）を申し受けることといたします。
- ✓ なお、既に当社とご契約いただいている場合で、契約電力を変更される等の契約内容に変更がないときは、2028年3月末までは、契約期間途中の需給契約の廃止であっても、解約金を申し受けません。

新增設後1年未満で契約を廃止する場合の扱いの見直し（託送料金相当の精算）

- ✓ これまで、契約電力を新たに設定し、または、増加された日以降1年に満たない期間で需給契約を廃止または減少しようとする場合には、さかのぼって臨時電力を適用していましたが、契約期間途中での解約に係る取扱いを見直しすることに伴い、電気料金に含まれる託送料金相当（お客さまに電気を供給するにあたって適用される一般送配電事業者等の託送約款等に定める接続送電サービス料金）の20%に相当する金額をお支払いいただく取扱いに見直します。

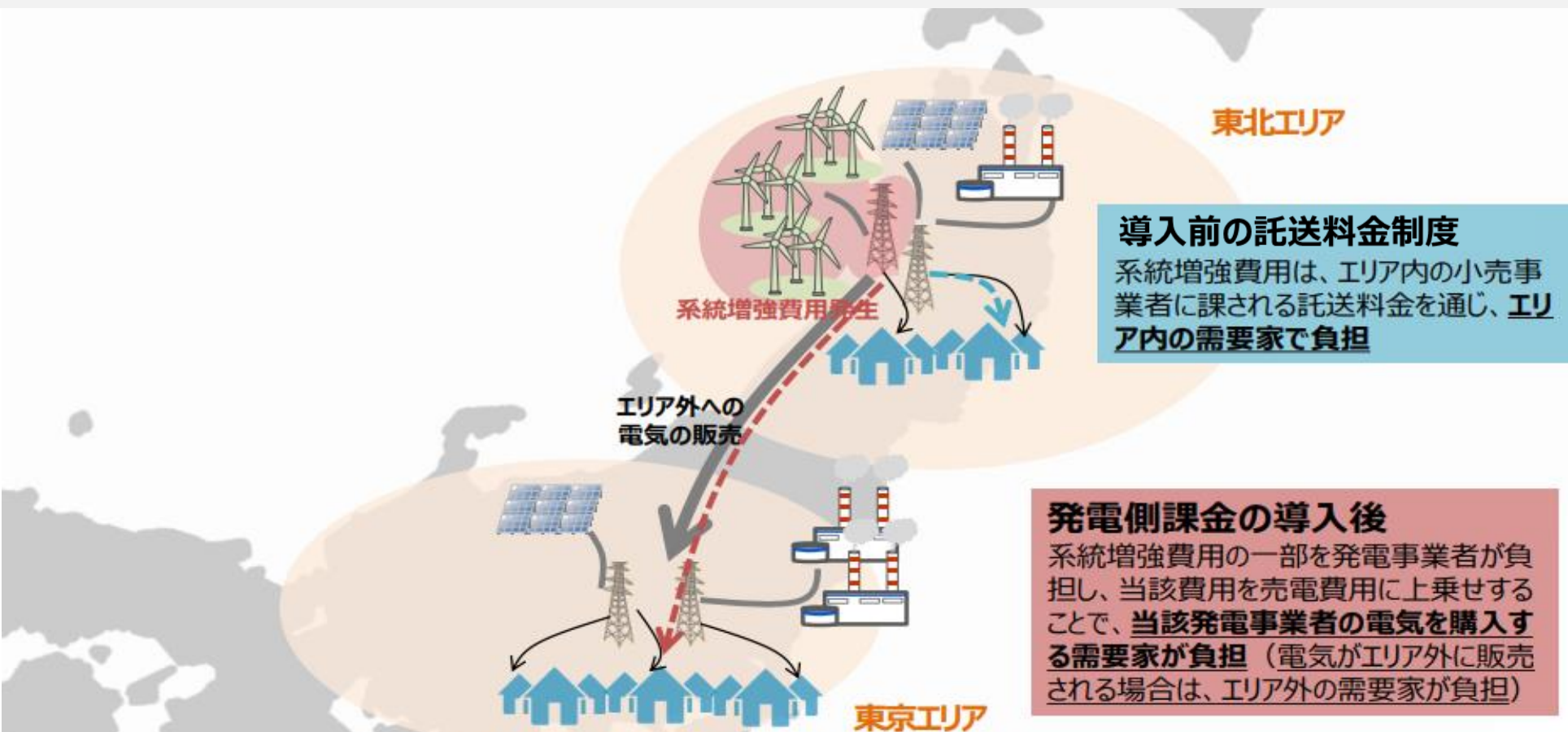
4. お客様へのご説明について

- 電気料金の見直し内容等については、当社ホームページ内の特設ページへの掲載のほか、請求書やダイレクトメール等の送付により幅広くお知らせするとともに、お客さまとのあらゆる接触機会を捉えてご説明してまいります。

お知らせ方法	● 当社ホームページ内で今回の見直し内容をご紹介します。 https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1248862_2521.html  当社サイトはこちら (当社ホームページ) 
お客さまからのお問い合わせ先	● 電気料金の見直し内容等に関するお客さまからのお問い合わせにつきましては、専用のフリーダイヤルにて承ります。 専用 フリーダイヤル 0120-576-601 受付時間：平日9～17時 ※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

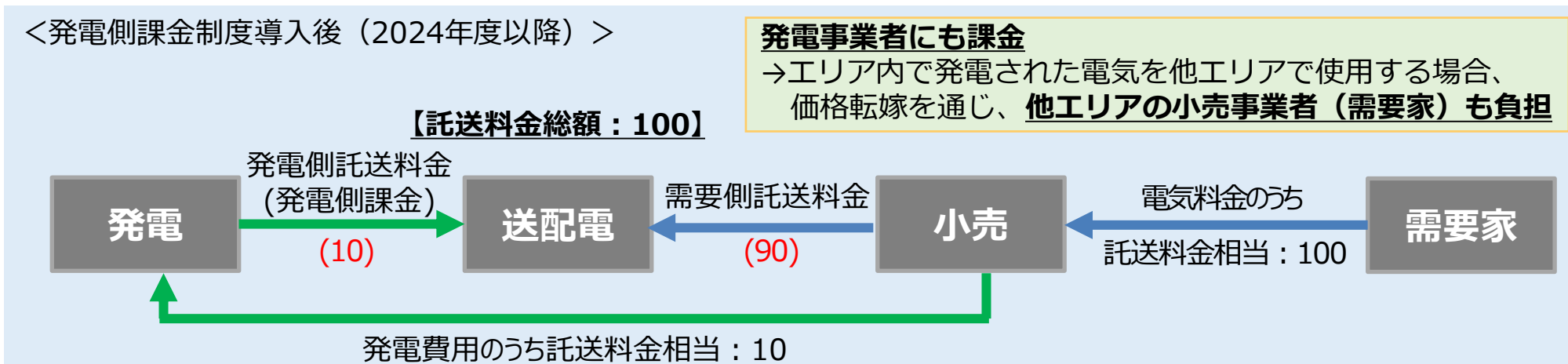
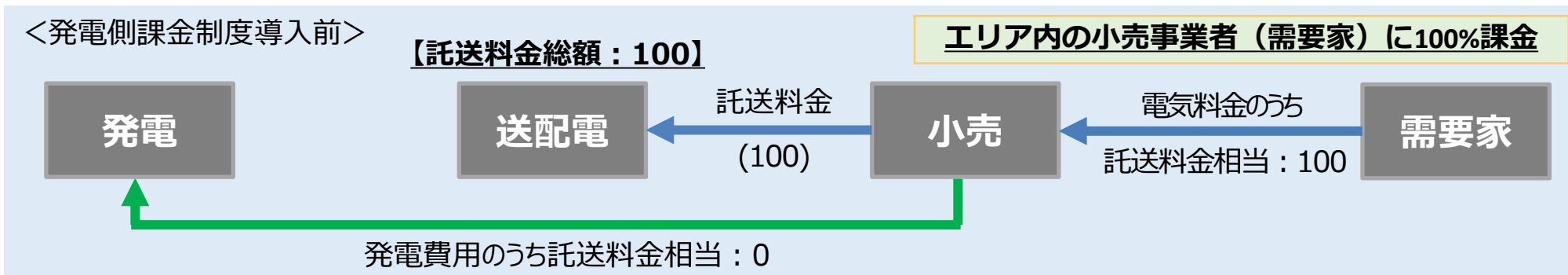
【補足資料】

- **発電側課金制度とは**、系統を効率的に利用し、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、小売事業者が負担している送配電設備の維持・拡大に必要な費用について、**発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度**であり、**2024年度より導入**されております。
- 従来の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用（託送料金）は、エリア内の小売事業者を通じて当該エリア内の需要家のみが負担していましたが、**発電側課金制度の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアで発電された電気を利用する他エリアの小売事業者（需要家）も系統増強費用を負担いただきます。**



- このような託送料金の負担主体の変更に伴って、**当社の小売規制料金の原価項目（費用等）のうち、本制度導入前の託送料金を基に算定した項目に金額の変動が生じたため、2024年4月に小売規制料金を改定**いたしました。

※数値はあくまでイメージであり、小売料金は制度導入前後で変動



＜出典：2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部加工＞

- 当社ホームページでは、お客さまのご負担軽減につながる省エネや節約手法をご紹介します。
- 家電製品を上手に使うことが省エネ効果をアップし、電気料金の節約へとつながります。

《省エネ・節約手法のご紹介》

<https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/>

「節約コース」の ご紹介

手軽にできる省エネ方法を
節約金額の目安に合わせて
ご紹介いたします。

省エネチェック シート

省エネによる、節電および
節約金額の目安をご紹介します。

電化製品の上手な 使い方

電化製品の上手な使い方を
ご紹介いたします。

家庭のアンペア チェック

同時にご使用になる家電
製品を調べることで、適切な
アンペア数を確認することが
できます。

《会員制Webサービスのご紹介》

当社の会員制Webサービス「よりそうeねっと」にご登録いただくことで、ご使用実績の管理やライフスタイルにあった料金プランのシミュレーションも可能となります。ご登録は以下のURLやQRコード、またはWeb検索より「よりそうeねっと」へアクセスください。

お客さまのライフスタイルに「より沿う」Webサービス



よりそう **e** ねっと

<https://www3.zf1.tohoku-epco.co.jp/>



よりそうeねっとの4つの「^{いい}eね！」

Webで料金が
すぐわかる！

おトクなポイントが
もらえる！

各種手続きが
かんたんに！

最適な料金プランが
わかる！